

幕山地域づくり協議会規約

（目的）

第1条 この協議会は、少子高齢化社会を迎え、生涯学習を通じて地域社会における住民相互の交流と住民主体の文化活動、健康増進、福祉活動、環境の保持・改善を促進し、併せて、安全で安心な地域社会の実現のための防災体制の確立、次世代育成と地域活性化のための支援活動などを実施することにより、地域の問題を解決し、住民が連帯して幕山地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

（名称・構成）

第2条 本会は、幕山地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、佐用町幕山地域内に居住する住民及び幕山地域関係者によって構成する。

（組織）

第3条 協議会は、別記に掲げる者を協議会委員（以下「委員」という。）として運営に当たる。

2 協議会に役員会及び運営委員会を設ける。

3 運営委員会に次の部を設けるものとする。

- (1)健康福祉部
- (2)まちづくり文化部
- (3)地域部
- (4)広報部

（事務所）

第4条 協議会は、事務所を佐用町幕山地区センター内に置く。

（役割及び活動）

第5条 協議会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)地域住民相互の情報交換並びに交流、親睦に関する事。
- (2)生活環境の保持と改善向上に関する事。
- (3)青少年育成に関する事。
- (4)防災、防火、防犯に関する事。
- (5)センター等の運営に関する事。
- (6)自治会活動との連携に関する事。
- (7)幕山地域で活動している団体との連携に関する事。
- (8)その他協議会の目的達成のため必要な事業。

(総会)

第6条 総会は委員で構成し、会長が招集する。

- 2 総会は委任を含め委員の過半数以上の出席により成立する。
- 3 総会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数となった時は議長の決するところによる。
- 4 総会の議長は委員の中から会長が指名する。
- 5 総会は毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は委員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催するものとする。
- 6 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1)事業報告及び決算、事業計画並びに予算に関すること。
 - (2)協議会役員及び運営委員会役員の選任に関すること。
 - (3)その他、協議会の重要事項に関すること。

(役員会)

第7条 役員会は協議会の運営機関であって、次の者を以って構成する。

会長	1名	副会長	1名
センター長	1名	副センター長	1名
運営委員会委員長	1名	運営委員会副委員長	1名
書記	若干名	会計	1名
監事	2名		

- 2 自治会長会の会長は、役員会の構成員となる。
- 3 役員会は、協議会の事業計画、予算、事業報告及び決算並びに役員に関する案件を調整し、協議会を運営する。
- 4 必要に応じ役員会の承認を得て、協議会に相談役又は顧問を置くことができるものとする。

(役員を選出及び職務)

第8条 役員を選出及び職務は次のとおりとする。

- (1)センター長を除く役員は、役員会において選出し、総会で決定する。また、センター長は運営委員会において推薦し、町より委嘱を受けて総会にて報告するものとする。
- (2)会長は、協議会を代表し会務を統括する。
- (3)副会長は、会長を補佐し会長に差し支えあるときは、その職務を代行する。
- (4)センター長は、協議会の調整役として事務事業を調整及び執行する。
- (5)副センター長は、センター長を補佐しセンター長に差し支えあるときは、その職務を代行する。

- (6) 運営委員会委員長は、運営委員会を代表し、会務を統括する。また、会議を招集し会議の議長となる。
- (7) 運営委員会副委員長は、運営委員会委員長を補佐し運営委員会委員長に差し支えあるときは、その職務を代行する。
- (8) 書記は、会議の内容を記録すると共に、センター長の補佐役として事務を処理する。
- (9) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を行う。
- (10) 監事は協議会の会計監査事務を行う。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とし、センター長は2年とする。ただし再任は妨げない。また、補欠により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、協議会の執行機関であって、協議会の事業計画及び予算、事業報告並びに決算案を作成する。

2 運営委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 協議会会長
- (2) 協議会副会長
- (3) 自治会長会会長
- (4) センター長
- (5) 副センター長
- (6) 運営委員会委員長
- (7) 運営委員会副委員長
- (8) 各部の部長及び副部長（グループリーダー）
- (9) 書記
- (10) 会計

3 運営委員会は、総会において承認された事項に基づき、次の事項を協議実行する。

- (1) 協議会の事業全般の活動に関する事。
- (2) 重要事項は専門部を組織して協議を行うことができる。
- (3) その他、運営委員会の活動のために必要と認められた事項。

4 運営委員会委員長は、自治会長会会長と協議の上、運営委員会と自治会長会の合同会議を開催することができる。

5 運営委員会委員長は、地域づくり協議会と連携する団体の代表者に運営委員会に出席することを求めることができる。

(部の運営)

第11条 各部は、担当する分野の計画を立案し、運営委員会の承認を得て執行する。

2 各部は、委員の中から選任された者で構成する。

3 部長は、部を代表し、部の活動を統括、実施する。

4 副部長（グループリーダー）は、部長を補佐し、部長に差し支えあるときは、その職務を代行し、担当の専門グループの活動を統括する。

また、専門グループはサブグループリーダーを必要数置くことができるものとする。

5 各部の活動を補佐するために、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(健康福祉部)

第12条 健康福祉部は、安全・安心に暮らせる里づくりを目指す。また、必要に応じて専門グループを置くことができる。

(まちづくり文化部)

第13条 まちづくり文化部は、ふるさとの誇りを育む里づくりを目指す。また、必要に応じて専門グループを置くことができる。

(地域部)

第14条 地域部は、地域の活性と交流を目指す。また、必要に応じて専門グループを置くことができる。

(広報部)

第15条 広報部は、協議会の広報活動を行い、広報誌を発行する。

(会議の招集)

第16条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めたときに開催する。ただし構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

2 会議は構成員の半数以上（委任を含め）の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決は総会を除き、原則参加者全員の合意によるものとする。ただし、やむを得ない事情により議決する場合は、出席員の過半数で決し、可否同数となったときは、会議の長の決するところによる。

(経費)

第17条 協議会の経費は、町からの交付金とその他の収入をもってこれにあててる。

(会計年度)

第18条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(特例措置)

第19条 年度開始後に予算及び事業計画が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算及び事業計画が議決される日までの間は、前年度の予算及び事業を基準として予算と事業計画の執行をすることができる。

(規約の改廃)

第20条 この規約は、総会において、出席委員の過半数の賛成により成立し、また過半数の議決により改廃することができる。

ただし、急を要する規約の改正は役員会で協議決定し、次回の総会で承認を得るものとする。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、役員会で協議して別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成18年7月15日から施行する。

この規約は、平成21年4月26日から施行する。

この規約は、平成23年5月 8日から施行する。

この規約は、平成24年4月28日から施行する。

この規約は、平成25年5月10日から施行する。

この規約は、平成26年5月10日から施行する。

この規約は、平成27年5月10日から施行する。

この規約は、平成30年5月13日から施行する。

別記 協議会委員

自治会長	10名	自治会副会長	10名	センター長	1名
身体障害者福祉協会	1名	環境衛生推進委員	若干名	副センター長	1名
小学校PTA 地区代表	若干名	地域活動員	若干名	小学校	1名
郵便局	1名	高年クラブ	1名	駐在所	1名
中学校PTA 地区代表	1名	中学校	1名	農会長	10名
学識経験者	若干名	農業委員	1名	保護者会地区代表	若干名
集落むらづくり	若干名	消防団	4名	更生保護女性部	1名
保育園	1名	福祉委員	10名	民生児童委員	4名
子ども会地区代表	若干名	女性防火委員	10名	保護司会	1名
猟友会	若干名	獅子舞保存会	若干名	たんぽぽ	若干名
幕山太鼓	若干名	国際交流協会	若干名	健康体操幕山教室	若干名
ｽｰｸﾗﾌﾞ 21 まくや ま (加盟団体の代表者含む) 若干名		やまのいえ幕山 若干名		祐あいホーム上月	若干名